

平成26年4月1日規程第58号

独立行政法人地域医療機能推進機構の保有する個人情報の開示等の手続に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）に係る手続及び手数料を定める。

(関係法令等)

第2条 機構の保有する個人情報の開示等に係る手続及び手数料に関して必要な事項は、この規程に定めるところによるほか、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）、独立行政法人地域医療機能推進機構文書管理規程（平成26年規程第4号。以下「管理規程」という。）及び独立行政法人地域医療機能推進機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成26年規程第54号。以下「個人情報保護規程」という。）等の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、個人情報保護規程第2条各号に定めるところによる。

(決定権者)

第4条 理事長は、保有個人情報の開示等の決定及び審査請求に対する裁決等を行う。
2 前項の規定にかかわらず、地区事務所及び病院の保有個人情報については保護管理者が保有個人情報の開示等の決定等を行うものとする。
3 前2項の規定により保有個人情報の開示等の決定等を行う者を決定権者とする。
4 決定権者（理事長を除く。）は、次条の開示請求書を受理し、又は保有個人情報の開示等の決定を行ったときは、開示請求書又は開示決定通知書等の写しを総括保護管理者に送付するものとする。

(開示請求の手続)

第5条 法第12条の規定に基づく保有個人情報に係る開示の請求（以下「開示請求」という。）は、様式1に定める保有個人情報開示請求書を機構に提出して行わなければならぬ。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の法令、規程等に基づく開示の申請書等に所用の補正を加えることにより開示請求を行うことができる。
- 3 法第13条第3項の規定に基づき、機構が、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対して書面により開示請求書の補正を求める場合は、様式2に定める保有個人情報開示請求書の補正について（依頼）を送付して行うものとする。

（開示請求に対する措置）

- 第6条 法第18条第1項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式3に定める保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）を送付して行わなければならない。
- 2 法第18条第2項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式4に定める保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）を送付して行わなければならない。

（開示決定等の期限）

- 第7条 法第19条第2項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式5に定める開示決定等の期限の延長について（通知）を送付して行わなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

- 第8条 法第20条の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式6に定める保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）を送付して行わなければならない。

（事案の移送）

- 第9条 法第21条第1項又は第22条第1項の規定に基づく行政機関の長又は他の独立行政法人等に対する通知は、様式7に定める保有個人情報の開示請求に係る事案の移送についてを送付して行わなければならない。
- 2 法第21条第1項又は第22条第1項の規定に基づく開示請求者への通知は、様式8に定める保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）を送付して行わなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第10条 法第23条第1項の規定に基づく第三者への通知は、様式9に定める保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）を送付して行うものとする。
- 2 法第23条第1項の規定に基づき第三者が提出する意見書の様式は、様式10によるものとする。
 - 3 法第23条第2項の規定に基づく第三者への通知は、様式11に定める保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）を送付して行わなければならない。

4 法第23条第2項の規定に基づき第三者が提供する意見書の様式は、様式10によるものとする。

5 法第23条第3項の規定に基づく第三者への通知は、様式12に定める反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）を送付して行わなければならない。

(保有個人情報の開示の実施方法)

第11条 有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により行うものとする。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、当該保有個人情報が記録されている法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 文書又は図画を開示する場合において、写しの交付の方法は、当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものを交付することとする。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番の用紙に複写したもの又は当該文書未市區は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものを交付することとする。

3 法第24条本文において、独立行政法人等が定めることとされている電磁的記録による保有個人情報の開示の方法は、次の各号に定める方法とする。

- 一 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- 二 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

4 前3項の方法により難い場合、開示の実施の方法は行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条に規定する方法によるものとする。

(開示の実施方法等の申出等)

第12条 法第24条第3項の規定に基づき、保有個人情報の開示を受ける者が機構に対して行う申し出は、様式13に定める保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出することにより行わなければならない。

(開示請求手数料)

第13条 機構に対して開示請求をする者は、手数料として開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円を納めなければならない。

2 開示請求をする者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすものとする。

- 一 一の法人文書ファイル（管理規程第2条第2号の法人文書ファイルをいう。以下同じ）

にまとめられた複数の法人文書

- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 手数料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により機構に納付しなければならない。
 - 一 現金書留郵便による納付（郵便小為替を送付することにより納付する方法を含む。）
 - 二 機構の窓口における現金による納付
 - 三 機構が指定した銀行口座への振込みによる納付
- 4 手数料の納付に当たり必要な振込み手数料等の経費については、開示請求者の負担とする。

（写しの送付の求め）

- 第14条 保有個人情報の開示の決定（以下「開示決定」という。）に基づき開示を受ける者は、次の各号の中から決定権者の指示する方法により送付に要する費用をあらかじめ納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。
- 一 前条第3項各号に定める方法
 - 二 郵便切手を郵送することによる納付
 - 三 料金受取人払いの郵便又は宅急便等

（訂正請求の手続）

- 第15条 法第27条の規定に基づく保有個人情報に係る訂正の請求（以下「訂正請求」という。）は様式14に定める保有個人情報訂正請求書を機構に提出して行わなければならない。
- 2 法第28条第3項の規定に基づき、機構が、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対して書面により訂正請求書の補正を求める場合は、様式15に定める保有個人情報訂正請求書の補正について（依頼）を送付して行うものとする。

（訂正請求に対する措置）

- 第16条 法第30条第1項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式16に定める保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）を送付して行わなければならない。
- 2 法第30条第2項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式17に定める保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）を送付して行わなければならない。

（訂正決定等の期限）

- 第17条 法第31条第2項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式18に定める保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）を送付して行わなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第18条 法第32条の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式19に定める保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）を送付して行わなければならない。

(事案の移送)

第19条 法第33条第1項又は第34条第1項の規定に基づく行政機関の長又は他の独立行政法人等に対する通知は、様式20に定める保有個人情報訂正請求に係る事案の移送についてを送付して行うものとする。

2 法第33条第1項又は第34条第1項の規定に基づく訂正請求者への通知は、様式21に定める保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）を送付して行わなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第20条 法第35条の規定に基づく保有個人情報の提供先への通知は、様式22に定める保有個人情報の提供先への通知を送付して行わなければならない。

(利用停止請求の手続)

第21条 法第36条の規定に基づく保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、様式23に定める保有個人情報利用停止請求書を機構に提出して行わなければならない。

2 法第37条第3項の規定に基づき、機構が、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対して書面により利用停止請求書の補正を求める場合は、様式24に定める保有個人情報利用停止請求書の補正について（依頼）を送付して行うものとする。

(利用停止請求に対する措置)

第22条 法第39条第1項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式25に定める保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）を送付して行わなければならない。

2 法第39条第2項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式26に定める保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）を送付して行わなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第23条 法第40条第2項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式27に定める保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）を送付して行わなければならぬ。

ばならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第24条 法第41条の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式28に定める保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）を送付して行わなければならない。

(審査請求)

第25条 法第43条第1項の規定に基づく機構から情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、様式29、様式30又は様式31に定める諮問書を提出して行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第26条 法第43条第2項の規定に基づく機構から同条に掲げる者に対する通知は、様式32に定める情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）により行わなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第67号）

(施行期日)

この規程は、平成29年12月1日から施行する。